

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考	
9	健康福祉課	健康診査・がん検診等 健康管理 (予防接種に関する内容は、予防接種の評価書に記載)					
			評価書名	健康管理に関する事務 基礎項目評価書	健康診査・がん検診等に関する事務 基礎項目評価書		
			個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小野町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	小野町は、健康診査・がん検診等に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		
			1-1. ① 事務の名称	健康管理に関する事務	健康診査・がん検診等に関する事務		
			1-1. ② 事務の概要	①予防接種法に基づき、結核予防接種、麻疹・風しん混合予防接種等の定期予防接種の予防票の発行を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザ等の定期予防接種にかかる予防票の発行を行う。また、定期予防接種は公費により実施、自己負担金は発生しない（ただし、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種には一部自己負担発生）。任意予防接種（子どものインフルエンザ）には一定額を公費助成し、自己負担金が発生する。自己負担金について生活保護受給者に対しては免除等を行う。 ②健康増進法に基づき、健康への認識と自覚を高めることを目的とする健康診査、検診の対象となる住民の判定、検査結果の管理及び健康相談を行う。 ③新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。	健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 1 対象となる検診（一次及び精密）の種類 （1）肝炎ウイルス検診 （2）骨粗鬆症検診 （3）歯周疾患検診 （4）肺がん検診 （5）乳がん検診 （6）胃がん検診 （7）子宮頸がん検診 （8）大腸がん検診 2 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 （1）毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 （2）医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 （3）一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 （4）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。		
			1-1. ③ システムの名称	1. 住民基本台帳システム 2. 健康管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. ワクチン接種記録システム（VRS）	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー		
			1-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の10、76、93の2項 2. 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・第19条6号（委託先への提供）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の111の項		
			1-4. ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、102の2、115の2の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、102の2、115の2の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項		
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	健康福祉課長		
			1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	小野町役場 総務課 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp	小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp		
II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和5年10月31日時点	令和8年2月27日時点					

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
			IV-8 人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である	プルダウンから選択してください。
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	プルダウンから選択してください。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		小野町側のシステムにおいては、健康管理システムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼び掛けており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。